

株主総会の在り方に関する規律の見直しに関する論点の検討（２）

第１ 「会議体」としての株主総会に関する規律の見直し

- 5 「会議体」としての株主総会に関する規律の例外の在り方について、どのように考えるか。

（補足説明）

- 10 株主総会は、株主が一堂に会することができる「会議体」として開催されるものであり、そこで審議し、決議されたものが株主総会の決議であるとされる。もっとも、①株主総会の目的である事項についての提案に対して株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなすとされており（会社法第319条第1項）、常に「会議体」の開催が必要であるとされてはいない、
- 15 ②取締役会設置会社においては、株主総会の目的として定められた事項以外の事項については決議することができないとされており（会社法第309条第5項）、「会議体」であるからといって、株主総会において決議することができる事項の全てについて、常に審議し、決議することができるものではない、③事前の書面又は電磁的方法による議決権の行使（会社法第311条及び第312条。以下「事前の議決権の行使」ということがある。）が認められており、株主は「会議体」に出席しなくとも議決権の行使をすることができ、これによって必要な数の議決権の行使がされた場合には、「会議体」に出席する株主が全くいなくとも株主総会の決議がされたことになるといったように、
- 20 現行法においても、株主総会の決議と「会議体」としての株主総会が常に結び付けられているわけではない。
- 25

- この点について、上場会社においては、会社法上、株主総会参考書類において情報の開示がされるとともに、書面によって議決権の行使をすることができるものとされ、株主総会の目的として定められた事項について、事前の議決権の行使によって株主総会が開催される前に大勢が決していることが多いとの指摘がある。また、上場会社でない比較的小規模な株式会社においては、相続等によって株主が分散したり、その所在が不明になったりするなどして連絡を取ることが困難な株主がいる場合に、その株主の有する議決権の割合がわずかであり、その他の株主は株主総会の目的である事項について賛成しているにもかかわらず、上記のような株主の同意を確認することができ
- 30

ないために、会社法第319条の規定によっては株主総会の決議を省略することができず、株主総会を開催せざるを得なくなっているとの指摘もある。

以上を踏まえ、「会議体」としての株主総会に関する規律の例外の在り方について、どのように考えるか。

5

1 事前の議決権の行使により株主総会の決議があったものとみなす制度

「会議体」としての株主総会を開催しなくとも、事前の議決権の行使により株主総会の決議があったものとみなす制度について、次の①から⑥までの規律を議論のためのたたき台として、どのように考えるか。

10 ① 株式会社は、株主総会を招集する場合には、「会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の目的である事項に係る議案について、一定の時までに、事前の議決権の行使（①の規定による定款の定めに従い株主総会の決議があったものとみなすことについて同意をした株主がしたものに限る。）により、
15 当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たしたときは、当該議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす旨」を定めることができる旨を定款で定めることができる。

20 ② 株主総会の招集の決定時に定めるべき事項として、「会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の目的である事項に係る議案について、①の規定による定款の定めに従い株主総会の決議があったものとみなすときは、その旨及び①に規定する一定の時」を加える。

25 ③ 取締役、会計参与、監査役及び執行役は、②に掲げる事項を定めた場合において、②に規定する時までに株主から特定の事項について説明を求められたときは、②に規定する時以降遅滞なく、当該事項について必要な説明の内容を株主に通知しなければならない。ただし、当該事項が株主総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合その他正
30 当な理由がある場合は、この限りでない。

④ ③の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の取締役は、③に規定する場合には、②に規定する時から3か月間、③の説明の内容について継続して電子提供措置をとらなければならない。

35 ⑤ ①の規定による定款の定めにより株主総会の決議があったものとみなされた場合には、取締役は、直ちに、その旨を株主に通知しなけれ

ばならない。

- ⑥ ⑤の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の取締役は、⑤に規定する場合には、②に規定する時から3か月間、①の規定による定款の定めにより株主総会の決議があったものとみなされた旨について継続して電子提供措置をとらなければならない。

(注) 株主総会の目的である事項に係る議案を否決する旨の決議や、株主総会の目的である事項のうち株主総会に報告すべき事項に関する報告についても、同趣旨の規律を設けることが考えられる。

(補足説明)

1 問題の所在

- (1) 特に上場会社については、事前の議決権の行使により決議の成否の大勢が決していることが多いにもかかわらず、適切な議事運営をしなければ株主総会の決議取消事由になり得るため、会社側では多大な労力をかけて慎重に対応している実態があり、また、実際にも株主総会は有益な議論の場としては活用されていない実態があるとの指摘がある。

このような指摘を踏まえ、第1回会議では、事前の議決権の行使により、「会議体」としての株主総会を開催しなくとも株主総会の決議があったものとする制度を創設することについて検討すべきであり、株主総会を形式的な意思決定の場から株主との建設的な対話の場に変革していくことが、会社と株主の双方にとって有益であるとの意見があった。

なお、令和6年の株主総会白書（公益社団法人商事法務研究会。以下「株主総会白書」という。）のアンケート調査の結果（全上場会社を対象として定時株主総会に関するアンケート調査を行い、回答が得られた1902社（回答率49.1%）の回答を集計した結果。以下同じ。）によれば、上場会社における株主総会の現状は、次頁のとおりである。

この調査によれば、多くの上場会社において、議決権行使書面又は委任状により大多数の賛否が表明されていること（次頁①）、議決権行使書・委任状出席を除き株主総会に当日出席する株主は数十名程度であり、その議決権割合は、30パーセント超も見られるが数パーセント程度も少なくないこと（次頁②及び③）、動議の提出は余りなく、質問をするのは数名程度であること（次頁⑤及び⑦）、会社は数か月前から会場の手配を開始し、リハーサルや想定問答の作成等の準備を行っていること（次頁⑧から⑩まで）等を指摘することができるようと思われる。

質問内容	回答の上位 2 つ	
① 総会当日の会場出席及びバーチャル出席を除く、返送された議決権行使書面又は委任状の議決権個数の合計の総議決権数に対する比率	70%超～80%以下	386 社 (20.3%)
	60%超～70%以下	345 社 (18.1%)
	(参考：80%超～90%以下	284 社 (14.9%))
② 議決権行使書・委任状出席を除き当日出席した株主数(役員を除き、オンライン出席者を含む。)(※1)	0～20 名	1188 社 (39.1%)
	21～40 名	818 社 (26.9%)
③ 議決権行使書、委任状及び電磁的方法による出席を除き、会場出席及びバーチャル出席株主(役員を除く)が所有している議決権数の、総議決権数に対する比率	30%超	267 社 (14.0%)
	1%超～3%以下	241 社 (12.7%)
	(参考：5%超～10%以下	240 社 (12.6%))
④ 実際の総会所要時間 (※1)	60 分超～90 分以下	496 社 (16.3%)
	25 分超～30 分以下	353 社 (11.6%)
⑤ 議案等に対して質問等した株主数	質問等なし	463 社 (24.3%)
	1 名	302 社 (15.9%)
	(参考：2 名	248 社 (13.0%))
	(参考：3 名	209 社 (11.0%))
⑥ 総会で実際に株主から出された質問事項 (※2)	配当政策・株主還元	569 社 (39.1%)
	その他経営戦略・経営計画関係	444 社 (30.5%)
⑦ 動議提出の有無	動議の提出はなかった(動議か確認したものもなかった)	1820 社 (95.7%)
	議案の修正についてあった	21 社 (1.1%)
⑧ 貸ホール等の会場の予約時期 (※2)	総会の 10 か月～1 年前	813 社 (65.3%)
	総会の 1 年前より前	168 社 (13.5%)
⑨ 総会リハーサル回数	1 回	1005 社 (52.8%)
	2 回	637 社 (33.5%)
⑩ 想定問答集の用意の有無と質問数	100 問くらい	279 社 (14.7%)
	150 問くらい	245 社 (12.9%)
	(参考：600 問超	188 社 (9.9%))
⑪ 事前質問状・事前質問募集の有無	募集せず、事前質問なし	1410 社 (74.1%)
	募集し、事前質問あり	298 社 (15.7%)

(※1) 決算期変更により若干の重複あり(回答社合計 3038 社)。

(※2) ⑥について該当なし 445 社、⑧について該当なし 657 社を除く。

(2) 他方で、「会議体」としての株主総会を開催しなくとも株主総会の決議があったものとする制度については、株主総会において決議事項が決議されなければならないからこそ真剣な議論がされるとの指摘もあり、制度の導入自体に否定的な考え方もある。例えば、株主総会には株主による取締役に対する監視の機能があると考え、株主総会の場合での審議・コミュニケーションによる当該機能を重視する考え方を採る場合等には、株主総会が開催されないことにより、監視機能が低下する（ガバナンスの低下）との指摘もあり得るところである。

第1回会議でも、「会議体」としての株主総会を開催しなくとも良いとすることには相応の反発があることが想定されるとの指摘や、「会議体」としての株主総会を開催しなくとも株主総会の決議があったものとする制度を創設する場合には、それによって株主との対話が促進されたという実感を株主に持ってもらうための努力が併せて求められるとの指摘があった。

(注) 現時点で事務当局において把握している情報によれば、①米国（デラウェア州一般会社法）では、議決権を有する全ての株主が出席し投票した場合に当該行為を承認又は実行するために必要となる最小限の議決権数以上の数の発行済株式を有する者の同意があれば、株主総会を開催することなく、株主総会の決議が必要な行為を行うことができるが、取締役の選任のための定時株主総会に関しては、定時株主総会において選任される取締役が全て欠員となり、それが補充される場合を除き、全ての株主の同意が必要になる（なお、ニューヨーク証券取引所上場規則上、各会計年度中に定時株主総会を開催する必要があるとされている。）、②イギリスでは、私会社（公開会社でない会社）では、普通決議事項は議決権を有する社員の議決権総数の過半数を有する社員、特別決議事項は議決権を有する社員の議決権総数の75%以上を有する社員により、書面決議をすることができるが、取締役及び会計監査役の任期満了前の解任決議は書面決議によることはできないとされている一方で、③ドイツ及び④フランス（S A（株式会社））では、一定の場合には「会議体」としての株主総会を開催しなくとも株主総会の決議があったものとする制度は存在せず、諸外国の法制は分かれているようである。

2 事前確定型決議の要件

本文の議論のためのたたき台の規律は、概要、定款の定めがあることを前提として、株主総会の招集に際して定められた一定の時（以下「行使期限」という。）までに事前の議決権の行使がされた結果、株主総会の決議の要件を満たす場合には、「会議体」としての株主総会を開催しなくとも、株

主総会の決議があったものとする制度（以下「事前確定型決議」という。）である。

(1) 定款の定め

事前確定型決議を認める場合には、株主は、「会議体」としての株主総会の場合において、質問、動議、その他の審議をすることができなくなるため、現行の規律による場合に比して、株主権が縮小する側面があることは否定することができないように思われる。そうすると、株主権の縮小を伴う以上、株主の意思を問うことが相当であるとも考えられる。また、事前確定型決議を認めることは、会社の運営に関する重要な規則ともいえるように思われるため、事前確定型決議を利用するには、定款の定めを要件とすることが相当であるとも考えられる。

そこで、本文①では、事前確定型決議を利用することができる旨について定款の定めを設けることを要件としている。

なお、株主総会より前に決議の結果が決まっているのであれば、必ずしも上記のような株主権の縮小を重要視する必要まではないとして、定款の定めを設けることを要件としないとの考え方もあり得るところである。

(2) 決議要件の充足

株主総会の決議があったものとみなすためには、事前の議決権の行使により、株主総会の決議の要件（定足数及び必要賛成数）を満たすことが必要になるものと考えられる。さらに、事前確定型決議は、株主総会より前に決議の結果が決まっている場合における株主総会の合理化を図るものであるから、事前確定型決議が認められるのは、株主総会より前に決議の結果が決まっている場合に限ることが考えられる。

そこで、本文①では、一定の時（行使期限）までに、事前の議決権の行使により、議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たすことを要件としている。

例えば、株主数が1万名、総株主の議決権の数が10万個である株式会社において、株主総会の特別決議事項である定款変更の議案について、事前の議決権の行使により7万個の賛成と1万個の反対があった場合には、事前の議決権の行使により、議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件（必要賛成数は10万個の議決権の3分の2である6万6667個）を満たすこととなる。なお、この要件を満たす場合には、頭数要件等の特殊な定足数についての定款の定めがない限り、定足数（上記の株式会社では5万個）も満たすこととなる。

なお、本文①は、株主総会の目的である事項に係る議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす旨の規律としているが、これを認める場合には、当該事項を否決する旨の決議についても同様の取扱いとすることが考えられるため、その旨を注記している。

5 (3) 事前確定型決議に対する同意

前記(1)のとおり、事前確定型決議を認める場合には株主権が縮小する側面があることを踏まえると、株主が、事前確定型決議が成立し得ること（株主は、「会議体」としての株主総会の場において、質問、動議、その他の審議をすることができなくなることを）を明確に理解した上で、事前確定型決議がされるべきであるとも考えられる。また、前記(2)のとおり、事前確定型決議が認められる理由は、株主総会より前に決議の結果が決まっているからであるが、単に事前の議決権の行使がされたのみでは、株主総会の場で質問権を行使するなどして翻意することもあり得るため、事前の議決権の行使をその後変更しない旨の株主の意思が示されることが必要であるとも考えられる。

そこで、本文①括弧書では、事前確定型決議により株主総会の決議があったものとみなすことについて前記(2)の決議の要件を満たすだけの議決権を有する株主が同意すること（この同意には、事前の議決権の行使をその後変更しない旨の株主の意思も含まれる。）を要件としている。

例えば、前記(2)の事例では、事前の議決権の行使に加えて、事前確定型決議により株主総会の決議があったものとみなすことについて、6万6667個の議決権を有する株主が同意すれば、この要件は満たされることとなる。

他方で、例えば、定款の定め（前記(1)）を要件とすれば、上記の同意は不要であるとの考え方もあり得るところである。この考え方による場合には、定款の定めがある以上、事前の議決権の行使そのものに事前確定型決議に対する同意があると考えることとなると思われる。この2つの考え方の差異は、①事前確定型決議を利用することに対する同意を要求することで株主に事前確定型決議を利用することをより明確に理解する機会を与えるかどうか、②「事前の議決権の行使をしたいが、事前確定型決議は認められない」との意向を有する株主に対して、そのような選択肢を認めるか、という点にあると考えられる。

(4) その他の要件（決議の対象となる議案の限定等）

前記(1)から(3)までのほか、例えば、「会議体」としての株主総会の場における審議を通じた株主による取締役に対する監視の機能を重視するなどして、決議の対象となる議案を限定する（米国やイギリスのように、

役員の選解任議案を制度の対象から除外する。) など、事前確定型決議の要件として、その他の要件を設けることも考えられる (なお、上記のように議案を限定しない場合には、例えば会計監査人の解任の場面 (会社法第 3 4 5 条第 5 項において準用する同条第 1 項) など、「会議体」としての株主総会の場における意見陳述権をどのように取り扱うかについても、併せて検討する必要があるものと考えられる。)

3 事前確定型決議の手続

(1) 招集の決定・通知事項

事前確定型決議を認めることは、株主総会の招集の決定事項として、株主総会の招集についての重要な事項であるから、取締役の決定 (取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議) によらなければならないものとするのが相当であると考えられる (本文②)。

これにより、株主総会の招集の通知の際の通知事項として、事前確定型決議を利用することが株主に通知されることとなる (会社法第 2 9 9 条第 4 項。なお、会社法第 3 2 5 条の 4 第 2 項の電子提供措置をとる場合の特則が適用されるときでも通知されることを想定している。)。また、事前確定型決議に対する同意 (前記 2 (3)) について、議決権行使書面に、当該同意の有無を記載する欄を設けることなどが想定される。

(2) その他の事項 (議案等) についての情報提供

事前確定型決議を利用する場合には、株主総会に出席しない株主が議決権の行使をするために必要な情報が提供されるべきであるという点において、書面又は電磁的方法による議決権の行使がされる場合と同様であると考えられる。そのため、これらの場合と同様に、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項の情報が株主に提供されるべきであるとも考えられる。

そこで、本文の規律では、議案等についての情報提供に関しては、書面又は電磁的方法による議決権の行使がされる場合の規律 (株主総会参考書類の提供等) が適用されることを想定している。

(3) 株主総会における質問、動議、その他の審議に代替する措置 (株主総会の開催の可否を含む。)

前記 2 (1) のとおり、事前確定型決議を認める場合には、株主は、「会議体」としての株主総会の場において質問、動議、その他の審議をすることができなくなる点において、現行の規律による場合に比して、株主権が縮小する側面があることは否定することができないように思われる。また、特に株主の質問については、株主総会決議の結果に対する影響にかかわらず、現に多く利用されている状況にあり (株主総会白書のアン

ケート調査の結果によれば、議案等に対して質問等（異議なし、賛成等の単純な発言を除き、テキストによる質問を含む。）をした株主があった会社は、1902社中1420社（約74.7%）であった。）、「会議体」としての株主総会は、株主からの質問を通じた株主との建設的な対話の場として利用されているとも考えられ、かつ、事前確定型決議を利用する場合であっても、少なくとも株主が取締役等に対して質問をする機会が確保されるべきであるとも考えられる。

そこで、本文③及び④では、事前確定型決議が利用される場合には、取締役、会計参与、監査役及び執行役は、行使期限までに株主から特定の事項について説明を求められたときは、当該事項について必要な説明の内容を株主に通知しなければならない（電子提供措置をとっている場合には、電子提供措置をとる）こととしている。

このような規律により、会社は、膨大な想定質問の準備ではなく株主からの実際の質問の検討に集中できるため、より実質的な株主との対話が可能となるとの考え方があり得る。また、株主にとっても、時間制限なく質問が可能となり、かつ、株主総会に出席していない株主も含めて全ての株主が平等に取締役の回答に係る情報を得ることが可能となるため、事前確定型決議を通じて、会社からの情報取得の機会がより拡大するとの考え方もあり得る。このような規律を前提として、取締役が株主からの質問に対して必要な説明をしなかったときは、決議は既に成立している以上は株主総会の決議取消事由にならないとの考え方が自然とも思われる一方で、取締役の説明義務の重要性に鑑みて、株主総会の決議取消事由になるとの考え方もあり得る。

なお、本文では、以上のような質問の機会のほかには審議に代替する措置を要求しておらず、事前確定型決議がされた場合における株主総会の開催についても、法律上は不要としているが（ただし、会社ごとの任意の判断により、株主総会が開催される予定であった日に、株主と会社との間の任意的な集会を開催することは可能である。）、この点についてもどのように考えるか検討する必要がある。

他方で、事前確定型決議により意思決定をすることは、前記2の事前確定型決議の要件によって正当化されるため、株主総会における質問、動議、その他の審議に代替する措置は不要とするとの考え方もあり得るところである。

(4) 決議の開示

事前確定型決議は、株主総会より前の時点で成立するため、株主は、事前確定型決議が成立したかどうかを即時に把握することができない。

そのため、取締役は、事前確定型決議が成立した後、直ちに、事前確定型決議があった旨を通知する（電子提供措置をとっている場合には、電子提供措置をとる）ことが相当であると考えられることから、本文⑤及び⑥において、その旨の規律を設けることとしている。

4 少数株主の株主総会の開催請求権（事前確定型決議への拒否権）

前記2(1)のとおり、事前確定型決議を認める場合には株主権が縮小する側面があることを踏まえると、一定の議決権を有する株主が事前確定型決議に対して反対した場合には、事前確定型決議をすることはできず、「会議体」としての株主総会を開催しなければならないとする少数株主権を認めるかについても検討する必要があるものと考えられる。

この点について、前記2の事前確定型決議の要件や、前記3(3)の株主総会における質問、動議、その他の審議に代替する措置のみでは株主権の保護として不十分であると考えられる場合には、上記の少数株主権を認めることが考えられる（その場合には、少数株主権の議決権割合の要件についても検討する必要がある。）一方で、このような少数株主権を認めると、議決権割合の要件等によっては、事前確定型決議を導入した趣旨が損なわれるとの考え方もあり得る。

5 報告事項について

株主総会の目的である事項のうち株主総会に報告すべき事項については、報告事項という性質上、事前の議決権の行使の対象にはならない。

もっとも、報告事項について、株主総会を開催しなくとも株主総会への報告があったものとすることができないと、株主総会を開催しなくてよいという事前確定型決議のメリットが損なわれるとも考えられる。

そこで、定款の定めにより、株主総会に報告すべき事項について、取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知し、かつ、行使期限までに、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき総株主の議決権の過半数を有する株主が同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなすなど、株主総会の目的である事項のうち株主総会に報告すべき事項についても、本文と同趣旨の規律を設けることが考えられるため、その旨を注記している。

6 対象となる会社の範囲

前記1のとおり、事前確定型決議の必要性が指摘されているのは、主として上場会社であると考えられる。これを踏まえ、事前確定型決議を利用することができる会社を上場会社に限ることも考えられる。

他方で、事前確定型決議の必要性は、書面又は電磁的方法による議決権の行使がされるような株主数の多い会社でも認められるとの考え方もあり

得る。このような考え方を採る場合には、事前確定型決議を利用することができる会社を、書面又は電磁的方法による議決権の行使がされる会社とすることも考えられる。

7 事前確定型決議以外の見直しの方向性

5 (1) 株主総会の招集を行わないでする決議（多数決型書面決議）

ア 本文の議論のためのたたき台の規律においては、株主総会の招集をすることなく株主総会の決議があったものとすることは想定しておらず、取締役は、事前確定型決議が成立する高度の見込みがあっても、「株主総会の日時」などを定めて株主総会の招集をするものとしている。

この点については、株主総会の招集をすることなく、書面又は電磁的記録による同意の意思表示に基づく多数決により、株主総会の決議があったものとみなす制度（以下「多数決型書面決議」という。）も考えられるとの指摘がある。

多数決型書面決議は、取締役が株主総会の招集をすることなく、株主総会の目的である事項を株主に提案し、前記1から6までの規律と同等の規律に従って、書面又は電磁的記録による同意の意思表示に基づく多数決により、株主総会の決議があったものとみなす制度となることが想定される（概要、会社が定款の定めを設け、取締役会の決議に基づき株主に対して提案をし、株主に対して株主総会参考書類と同等の事前の情報提供を行い、前記3(3)と同等の株主からの質問の機会を設けた上で、決議の成立に必要な数の株主の同意があれば株主総会の決議があったものとみなし、決議の開示等を行うこととなる。なお、前記1から6までの規律と同等の規律に従うことなく、決議の成立に必要な数の株主の同意さえあれば株主総会の決議があったものとみなすことも考えられるものの、その場合には、事前の情報提供や株主からの質問の機会等の規律を不要とする理由を検討する必要がある。）。多数決型書面決議は、株主総会の招集をしないため、事前確定型決議よりも、いわゆる書面決議（会社法第319条及び第320条）に近い制度であると考えられる。

イ この点について、実務上、事前確定型決議又は多数決型書面決議が成立しなかった場合には、株主総会を開催することとなるのではないかと想定される（多数決型書面決議を認める場合には、実務上、取締役が、多数決型書面決議に係る提案を行いつつ、同時に、当該決議が成立しなかった場合の予備的なものとして、現行法と同様の株主総会の招集をする可能性がある。）。そうすると、取締役が株主総会の招集

をせず、株主総会によらない決議だけを提案したいという実務上の必要性は大きくないとも考えられ、多数決型書面決議を認める必要性は大きくないとも考えられる。

そこで、本文では、議論のためのたたき台として事前確定型決議に関する規律を示しているが、実務上の必要性や利用のしやすさなども踏まえ、事前確定型決議又は多数決型書面決議のいずれの方向性を目指すことが適当かについて検討する必要があるものと考えられる。

(2) 株主総会の決議取消事由の見直しによる対応

なお、第1回会議においては、事前の議決権の行使によりに決議の成立に必要な賛成が得られているにもかかわらず、株主総会当日の運営如何によって株主総会の決議取消事由が発生することを避けることが実務上の必要性であるとすれば、事前の議決権の行使により決議の成立に必要な賛成が得られている場合には、株主総会の議事における瑕疵は株主総会の決議取消事由とならないものとするのが考えられるとの意見もあった。

このような意見を踏まえ、本文の議論のためのたたき台の規律とは異なり、「会議体」としての株主総会の開催が必要であるとしつつ、株主総会の議事における瑕疵は株主総会の決議取消事由とならないものとする方向性も考えられる。この場合には、「会議体」としての株主総会が開催されるため、会社法第314条に基づく株主の質問権が維持されることが考えられるが、取締役が株主の求めた事項について正当な理由がなく説明をしなかったときであっても、株主総会の決議取消事由にはならず、会社法第976条第9号の過料の制裁や、取締役の善管注意義務違反が問題となり得るにとどまることとなると考えられる。

8 以上を踏まえ、「会議体」としての株主総会を開催しなくとも株主総会の決議があったものとする制度について、制度を設けることの是非や今後検討をするべき方向性も含め、どのように考えるか。

2 書面決議制度の見直し

株主総会の書面決議制度において必要とされる株主の全員の同意の要件を緩和することについて、どのように考えるか。

(補足説明)

会社法上、取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつ

たものとみなすこととされている（株主総会の書面決議制度。会社法第319条第1項）。

第1回会議では、非上場会社においては、この制度が株主総会の決議事項に関する意思決定を迅速かつ効率的に行う手段として活用されているが、株主のうち1名に連絡が取れないなどの理由で少数の株主の同意を得ることができず、この制度を利用することができない事例があることから、株主総会決議を必要とする行為を機動的に進めるため、株主総会の書面決議制度の要件を緩和することについて検討するべきであるとの意見があった。

この点について、株主のうち1名に連絡が取れないなどの理由で少数の株主の同意を得ることができないという問題点から考えると、実質的に株主の全員の同意があるということができるよう場合には、書面決議を可能とすることが考えられる（例えば、取締役が株主の全員に提案をした上で、総株主の議決権の10分の9以上の議決権を有する株主が提案に同意し、かつ、その他の株主の反対が全くない場合には、株主の全員の同意があることと同等と考えられるとして、書面決議を認めることなどが考えられる。）。

もっとも、これに対しては、株主総会の決議事項の決定が株主総会の招集に要する期間の分遅れることで重大な支障が生ずるような緊急性のある事例は通常想定し難いとの指摘もされており、このような見直しの必要性について検討する必要があるものと考えられる。

なお、株主のうち1名に連絡が取れないなどの理由で少数の株主の同意を得ることができないという問題の解決を超えて、株主総会より前に決議の結果が決まっている場合における株主総会の合理化を理由として、決議があったものとみなすことをも検討する場合には、事前の議決権の行使によって株主総会の決議があったものとみなす制度（前記1）の検討に帰着するように思われる。

3 キャッシュ・アウトの手続の見直し

特別支配株主の株式等売渡請求における「特別支配株主」となるために必要な議決権保有割合を10分の9から3分の2に引き下げることや、複数の株主の議決権を合算して議決権保有割合を算定することなど、キャッシュ・アウトの手続の見直しについて、どのように考えるか。

（補足説明）

会社法上、株式会社の特別支配株主（株式会社の総株主の議決権の10分の9（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上を当該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有す

る株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該者をいう。以下同じ。)は、当該株式会社の株主の全員に対し、その有する当該株式会社の株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができる(特別支配株主の株式等売渡請求。会社法第179条第1項)。

この点について、キャッシュ・アウト(支配株主が、少数株主の有する株式の全部を、少数株主の個別の承諾を得ることなく、金銭を対価として取得すること)をしようとする買収者が、総株主の議決権の3分の2以上10分の9未満の株式を取得した場合は、キャッシュ・アウトの帰すうが明らかであるにもかかわらず、特別支配株主の株式等売渡請求をすることができず、株式の併合の制度を用いるために株主総会を開催する必要がある(会社法第180条第2項)、時間的・手続的コストが発生しているとの指摘がある。そのため、①特別支配株主の株式等売渡請求における「特別支配株主」となるために必要な議決権保有割合を10分の9から3分の2に引き下げることや、②複数の株主の議決権を合算して議決権保有割合を算定することなど、キャッシュ・アウトの手続の見直しについて検討するべきであるとの指摘がある。

上記①について、現行法の「10分の9」という議決権保有割合の要件は、事業譲渡や組織再編において、いわゆる略式手続により株主総会決議を省略するための要件(契約の相手方が事業譲渡等をする株式会社の総株主の議決権の10分の9以上を有する会社であること。会社法第468条第1項、第784条第1項等)と平仄を合わせたものであり、対象会社の株主総会決議を経ることなくキャッシュ・アウトをするための要件として、大多数の議決権の保有を求めるものとされている。そのため、この要件を緩和しようとする場合には、このような略式手続の要件についてどのように考えるかが問題となる。また、現行法上は、議決権保有割合が10分の9に至らない場合におけるキャッシュ・アウトに際しては、株主総会の決議が必要とされており、この場合には、株主総会によるコントロールを及ぼすものとしている(株主総会において、株式の併合をすることを必要とする理由を説明しなければならないことを含め、株主総会における規律が及ぶ。)との考え方もあり得るところであり、このようなコントロールが及ばなくなることの当否も問題となると考えられる。

また、上記②については、複数の株主の議決権を合算して議決権保有割合を算定する場合には、複数の株主が共同して特別支配株主となるように思われるが、株式等売渡請求の制度は、機動的なキャッシュ・アウトにより単独株主となることを認めるための制度であるとされており、制度の趣旨との整合性等について検討をする必要があるものと考えられる。

以上を踏まえ、特別支配株主の株式等売渡請求における「特別支配株主」となるために必要な議決権保有割合を10分の9から3分の2に引き下げることや、複数の株主の議決権を合算して議決権保有割合を算定することなど、キャッシュ・アウトの手続の見直しについて、どのように考えるか。

5

第2 株主提案権に関する規律の見直し

取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち、議決権数の要件（300個以上の議決権）の見直しなど、株主提案権に関する規律の見直しについて、どのように考えるか。

10

（補足説明）

1 株主提案権の議決権数の要件の見直し

現行法上、取締役会設置会社においては、①総株主の議決権の100分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権又は②300個（これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その個数）以上の議決権を6か月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する（ただし、非公開会社においては保有期間の制限はない。）株主に限り、株主提案権を行使することができる（会社法第303条第1項から第3項まで並びに第305条第1項及び第2項）。

15

20

このように、株主提案権の行使要件として、①総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は②300個以上の議決権を有することが求められている趣旨は、株主提案権の濫用的な行使を防止する点にある一方、②300個以上の議決権という絶対的基準が設けられた趣旨は、議決権割合の相対的基準のみでは、株主が多数存在する大規模な株式会社において個人株主が株主提案権を行使することが困難になってしまうことを踏まえたものであるとされている。

25

この点については、発行済株式の数が多い株式会社や投資単位（一売買単位当たりの価格をいう。以下同じ。）が小さい株式会社においては、株式の保有比率（総株主の議決権の数に対する株主が有する議決権の数の割合）が極めて低い株主にも、300個以上という議決権数の要件によって株主提案権が認められることとなり、株主提案権が濫用的に行使される懸念があり、投資単位が小さくなっていくことが見込まれることを踏まえると尚更であるとの指摘がされている。第1回会議でも、昨今投資単位の引下げの重要性が高まる中で、可決される見込みのない提案を抑止し、株主との建設的な対話に寄与する重要な提案に焦点を当てるために、300個以上

30

35

という議決権数の要件の見直しを検討するべきであるとの意見があった。

他方で、第1回会議では、議決権数の要件の撤廃や引上げによって株主提案権の濫用的な行使を解消することができるかについては疑問があり、慎重に検討する必要があるとの意見もあった。

5 なお、株主総会白書によれば、令和5年7月から令和6年6月までに行われた上場会社の株主総会において、株主提案権が行使された事例（延べ116社の事例）のうち、議決権の保有比率が1%未満の株主（すなわち、議決権300個以上の要件のみを満たす株主）から株主提案を受けた株式会社は20社あるところ（なお、提案株主の議決権数が不明な事例は含めていない。）、これらの株主提案に係る議案は全て否決されており、賛成率は10%未満のものが多く、中には賛成率が約40%であったものや、約49%であったものなども存在する。

10 また、第1回会議では、株主提案権の濫用的な行使の解消を目的として議決権数の要件の撤廃や引上げを行うことは慎重に検討するべきであるものの、株主提案権の制度が導入された昭和56年当時の投資単位と現在の投資単位を比較して、投資単位の引下げの状況に応じて、300個以上という議決権数の要件の引上げを検討することは考えられるとの意見もあった。

15 この点について、参考資料10によれば、昭和56年当時の東京証券取引所市場第一部における投資単位は約41万円（令和6年時点の貨幣価値に引き直した場合において、企業物価指数を基に計算するときは約45万円、消費者物価指数を基に計算するときは約58万円）であり、令和7年6月末日時点の東京証券取引所プライム市場の平均的な投資単位は約28万円であるとされている。そこで、昭和56年当時の投資単位と現在の投資単位を比較して、その引下げ幅に応じて「300個」という議決権数を調整する（引き上げる）ことを検討することが考えられる一方、令和7年6月末日時点においても、株主提案権を行使するためには、東京証券取引所プライム市場においては約8400万円（約28万円×300個）、東京証券取引所市場全体においても約6000万円（約20万円×300個）の投資が必要であるため、個人投資家にとってはなお高額であり、300個以上という議決権数の要件の引上げを行うことは慎重に検討するべきであるとの考え方もある。

20 なお、第1回会議においては、300個以上という議決権数の要件を一律に引き上げることの検討に加えて、株式会社が定款の定めにより議決権数の要件を引き上げることができる旨の規律を設けることについても検討するべきであるとの指摘があった。この点については、株主提案権という

少数株主の権利行使の要件の引上げを多数株主の意向に基づいて定款によって定めることができるとするものの是非等を検討する必要があるものと考えられる。

以上を踏まえ、取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち、議決権数の要件（300個以上の議決権）の見直しについて、どのように考えるか。

（注1）議決権数の要件については、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号。以下「令和元年改正法」という。）に係る法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会においてもその見直しが検討されたが、中間試案についてのパブリックコメントの手續において、300個以上の議決権という議決権数の要件の削除又は引上げは、300個以上の議決権という絶対的な基準が設けられた趣旨に反し、個人株主による株主提案権の行使を過度に制限してしまうおそれがあること、株主が提出することができる議案の数の制限に関する規定の新設によって株主提案権の濫用的な行使は一定程度排除することができると考えられるため、重ねて議決権数の要件を見直す必要性は乏しいこと、議決権数の要件の見直しを基礎付けるだけの立法事実がないことなどを理由に見直しをするべきではないとの意見が多数であったことなどを踏まえ、見直しがされなかった経緯がある。

（注2）現時点で事務当局において把握している情報によれば、①米国では、上場会社において、（i）市場価格2000ドル以上の株式を3年以上保有している株主、（ii）市場価格1万5000ドル以上の株式を2年以上保有している株主、（iii）市場価格2万5000ドル以上の株式を1年以上保有している株主に株主提案権が認められており、②イギリスでは、公開会社において、（i）議決権総数の5%以上の株式を保有している株主、（ii）1人当たりの平均払込済金額が100ポンド以上の議決権付株式を有する100名以上の株主に株主提案権が認められており、③ドイツでは、持分が合わせて基本資本の5%に達する株主又は持分価額が50万ユーロに達する株主が、請求が会社に到達する日の3か月前から株式を保有している場合に株主提案権が認められており、④フランスでは、資本の5%以上の株式を保有している株主（ただし、会社資本が75万ユーロを超える場合、株主が有しなければならない資本部分は、（i）最初の75万ユーロについては4%、（ii）75万ユーロと750万ユーロの間に含まれる資本部分については2.5%、（iii）750万ユーロと1500万ユーロの間に含まれる資本部分については1%、（iv）それ以上の部分については0.5%）に株主提案権が認められており、いずれの国においても、議決権の個数が要件とはされていない。

2 株主提案権の行使期限の見直し

現行法上、株主提案権は株主総会の日8週間前までに行使しなければ

ならないとされており（会社法第303条第2項及び第305条第1項）、株主提案権が適法に行使された場合には、株主の提案に係る議案の要領を招集通知に記載し、又は記録しなければならない（会社法第305条第1項）、株主総会参考書類を交付等しなければならない株式会社においては、株主総会参考書類に株主の提案に係る議案及び提案の理由等を記載しなければならないとされている（会社法施行規則第73条第1項第1号及び第93条第1項）。

この点については、株式会社において、招集通知を印刷し、封入することなどに要する期間のみならず、株主提案権の行使を受けた後に適法性を検討し、議案を作成することなどに要する期間も考慮すると、株主提案権の行使の期限である株主総会の日から8週間前から招集通知の発送までの期間が短くなるため、株主提案権の行使期限を前倒しするべきであるとの指摘がある。第1回会議でも、特に上場会社においては、令和元年改正法により導入された株主総会資料の電子提供制度により、株主総会の日から3週間前の日までに株主総会参考書類等の電子提供措置をとらなければならない（会社法第325条の2及び第325条の3並びに社債、株式等の振替に関する法律第159条の2第1項）ため、準備期間がより短くなっており、株主提案権の行使期限の前倒しを検討するべきであるとの意見があった。

もっとも、令和元年改正法により、株主が提案することができる議案の数が制限されたことにより、株主提案権の行使の適法性の検討等に要する期間を短縮することができるようになったとの考え方もある。また、8週間前という株主提案権の行使の期限を前倒した場合には、株主提案権を行使する株主にとっては、株主総会に近接した時期まで会社の状況を見極めた上でその状況に応じて株主提案権を行使することが一層困難になるおそれがあるから、株主側の利益にも配慮する必要があるとも考えられる。

以上を踏まえ、株主提案権の行使期限（株主総会の日から8週間前まで）を見直すことについて、どのように考えるか。

（注1）株主提案権の行使期限については、令和元年改正法に係る法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会においてもその見直しが検討されたが、中間試案についてのパブリックコメントの手續において、現行法における株主提案権の行使の期限を前提としても、株式会社の準備期間は必ずしも短すぎるということができず、株主提案権の行使期限の見直しを基礎付けるような立法事実が認められないこと、株主提案権の行使期限の前倒しによって株主が株主提案権を行使するか否か及び提出しようとする議案の内容の検討について十分な検討期間を確保することができなくなること、株主総会資料の電子提供制度が活用されることとなれ

ば、株主総会資料を印刷したり、株主に郵送したりする時間が削減されるため、前倒しは不要であることなどを理由として、前倒しに反対する意見が多かったことなどを踏まえ、見直しがされなかった経緯がある。

(注2) 現時点で事務当局において把握している情報によれば、株主提案権の行使期限について、①米国では、定時株主総会については委任状勧誘資料の発送日（前年の定時株主総会における日付を基準とする）の120日前まで、②イギリスでは、株主総会の日6週間前又は株主総会の招集通知の発送時のいずれか遅い方の日まで、③ドイツでは、株主総会の招集の前後どちらでもよいものの、上場会社の場合は株主総会の日30日前まで、非上場会社の場合は株主総会の日24日前まで、④フランスでは、株主総会開催日の25日前までに請求が会社に到達しなければならず、開催通知の日から20日経過すると請求を行うことができなくなる（ただし、全ての株式が記名株式である会社は、株主総会開催日の25日前までに請求を発すればよい）とされている。

3 その他の見直し

前記1及び2のほか、第1回会議では、業務執行事項に係る定款の変更に関する議案の提出を制限することについても検討するべきであるとの意見もあったが、株主提案の対象が業務執行事項かどうかの判断は困難である可能性もあり、慎重に検討する必要があると考えられる。

(注1) 業務執行事項に係る定款の変更に関する議案の提出を制限することについては、令和元年改正法に係る法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会においても検討されたが、このような制限をする場合には、現行法における株式会社の機関相互間の権限分配の在り方に大きく関わる問題となるため、慎重に検討するべきであるとの指摘がされたことなどを踏まえ、見直しがされなかった経緯がある。

(注2) 現時点で事務当局において把握している情報によれば、①米国では、「会社の通常の事業運営」に関する株主提案は会社が拒絶することができることとされている一方、②イギリスでは、株主による業務執行事項に関する提案は制限されていない。③ドイツ及びフランスでは、株主総会では原則として業務執行に関する事項を決議することができないとされており、株主総会で適法に決議することができない事項は株主提案の対象にならないとされていることから、業務執行に関する事項についての株主提案をすることができないとされている。

第3 その他

1 会社法第316条第2項に規定する調査者制度の見直し

会社法第316条第2項に規定する調査者制度の見直しについて、どのように考えるか。

(補足説明)

1 検討の手順

5 会社法第297条(株主による招集の請求)の規定により招集された株主総会においては、その決議によって、株式会社の業務及び財産の状況を調査する者(以下「2項調査者」という。)を選任することができる(会社法第316条第2項)。

10 この点について、2項調査者は、会社法第358条(業務の執行に関する検査役の選任)に規定する検査役とは異なり、裁判所が選任するものではないため、提案株主からの独立性・中立性が確保されていないとの指摘や、株式会社の機密情報が不必要に外部に流出し、又は不正に利用されるなど濫用のおそれがあるとの指摘がある。さらに、このような濫用のおそれを踏まえて、立法論としては、会社法第358条に規定する検査役制度に統合して、2項調査者制度は廃止することも考えられるとの指摘もある。

15 もっとも、2項調査者が選任された事例として知られているものは限定的であり、実際に選任された2項調査者によって濫用的な調査が行われた事例があるのかは必ずしも明らかではない。そこで、まずは、どのような濫用のおそれが実際に生じているのかを検討し、濫用のおそれがあるのであれば、そのリスクごとにそれを軽減するためにどのような対応をとるべきであるのか(また、その対応により2項調査者制度の意義がどの程度減殺されるのか)を検討し、そのような個別の対応によってもなお看過することができない濫用のおそれが残るのであれば、制度の廃止を含めたより抜本的な見直しを検討するという手順によることが考えられる。なお、こ
20 のような検討に当たっては、会社法第316条第2項が解釈の余地の広い条文であることを踏まえて、解釈を通じて整理すべき事項であるのか、法改正を要する事項であるのかという視点からも検討する必要があるものと
25 考えられる。

2 濫用のおそれの有無及び対応

(1) 動議による選任が不意打ちとなるおそれ

30 取締役会設置会社においては、株主総会はその招集の決定の際に定められていない株主総会の目的である事項(議題)については決議をすることができず、株主総会の場で株主提案権を行使して動議により新たな議題を設定することはできないことが原則であるが、2項調査者の選任はその例外とされている(会社法第309条第5項)。したがって、2項
35 調査者の選任は、株主総会の招集通知に記載されていなくとも、株主総会当日の動議に基づいて株主総会に出席した株主のみによって決議する

ことが可能であり、これは株式会社や株主にとって不意打ちになるとの指摘がある。そこで、取締役会設置会社においては、2項調査者の動議による選任を禁止することが考えられる。

もともと、株主総会当日の動議に基づいて決議することが可能な他の事項（例えば、会社法第398条第2項に基づく会計監査人の出席を求める決議（会社法第309条第5項））と比較して、2項調査者の動議による選任により具体的にどのような濫用のおそれが生ずるのかも検討する必要があるものと考えられる。

(2) 独立性・中立性が担保されていないこと

2項調査者については、提案株主からの独立性・中立性が確保されていないとの指摘がある。これに対して、会社法第316条第2項では、2項調査者の独立性・中立性を確保する手当てが明示的には定められていないものの、2項調査者は株式会社との間で準委任（民法第656条）の関係となり、委任の本旨に従い、善管注意義務を負う（民法第644条）ため、その限度において独立性・中立性が担保されるとも考えられる。そこで、善管注意義務に加えて、例えば、①弁護士等の一定の資格要件を設けることや、②選解任又は調査結果の報告等のプロセスにおいて裁判所が関与する制度とすることの可否を検討する必要があるものと考えられる。

(3) 機密情報の外部流出・不正利用のおそれ

2項調査者制度については、株式会社の機密情報が不必要に外部に流出し、又は不正に利用されるおそれに対する制度的な手当てが不十分であるとの指摘がある。この点については、会社法第316条第2項では、このようなおそれに対する手当てが明示的には定められていないものの、前記(2)のとおり、2項調査者は株式会社との間で準委任の関係となり、委任の本旨に従い、善管注意義務を負うところ、2項調査者が株式会社の機密情報を不必要に外部に流出させ、又は不正に利用することは善管注意義務違反になると思われる。そこで、善管注意義務に加えて、例えば、①2項調査者の選任の実質的要件を設けることにより、株式会社の機密情報が調査対象となる場面自体を限定することや、②調査結果の一部について株主に対する報告を制限する規律を設けることなどの対応の可否を検討する必要があるものと考えられる。

なお、上記①については、2項調査者についても、「株式会社の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるとき」という会社法第358条の検査役の選任の実質的要件と同様の要件を定めるべきとの指摘がある。も

つとも、具体的な事実関係が明らかではないからこそ調査を行う必要があるものであり、厳格な要件を設けると、2項調査者制度が活用される場面が過度に限定されてしまうおそれもある。

また、上記②については、例えば、2項調査者に、作成した調査報告書を株主に送付する一定期間前に株式会社を送付する義務を課した上、当該報告書に記載された株式会社の機密情報について、これを株主に開示することにより株主の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合には、当該部分について株主への報告を制限するよう、株式会社が裁判所に申し立てることができる制度を設けることが考えられる。もっとも、株主に開示することにより株主の共同の利益を著しく害する機密情報を調査報告書に記載することは2項調査者の善管注意義務違反になるとも思われるため、その限度で既に制度的な担保がされているとも考えられる。

3 以上を踏まえ、会社法第316条第2項に規定する調査者制度の見直しについて、どのように考えるか。

2 株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者の見直し

株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者に取締役及び執行役並びに監査役を加えることについて、どのように考えるか。

(補足説明)

現行法上、株主総会の招集手続等に関する検査役（以下「総会検査役」という。）の選任の申立権者は、①株式会社及び②総株主の議決権の100分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主であるとされている（会社法第306条第1項）。

この点について、第1回会議では、取締役及び執行役並びに監査役は、株主総会の決議の取消しの訴えを提起することができるものとされているが（会社法第831条第1項）、総会検査役の選任の申立権者ではないため、株主総会の決議の取消しの訴えが提起された場合における証拠を保全するために、当該訴えを提起することができる取締役及び執行役並びに監査役を総会検査役の選任の申立権者に加えるべきであるとの指摘があった。

もっとも、まずは、取締役及び執行役並びに監査役が総会検査役の選任の申立権者でないことによって実際にどのような問題が生じている又はそのおそれがあるのかを確認する必要があるものと考えられる。なお、参考資料3では、特に懸念すべき場面として、多数株主と少数株主が対立関係にある場合に、取締役が少数株主保護のために株主総会の決議の取消しの訴えを提起

する場面が指摘されているものの、上記のとおり、総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する株主は総会検査役の選任の申立権者であるため、このような場面において実際に問題が生じているのかについては、必ずしも明らかではない。

- 5 また、何らかの問題が実際に生じている又はそのおそれがあるのであれば、取締役及び執行役並びに監査役に総会検査役の選任の申立権を認めることの当否について更に検討することが考えられるが、その際には、取締役及び執行役と監査役とでその役割や性質が異なることも踏まえ、個別に検討する必要があるものと考えられる（例えば、監査役については、監査権限（会社法
- 10 第381条）に基づいて調査が可能な範囲をも踏まえて検討する必要があるものと考えられる。）。

以上を踏まえ、総会検査役の選任の申立権者の見直しについて、どのように考えるか。